

イングランド国教会成立に関する一考察

植 村 雅 彦

【要約】 イギリス宗教改革の本質は、イギリスにおける教会がローマの支配下から独立したということ、すなわち「イングランド国教会」の成立という点にある。本来ローマ教会に対し忠実であつたヘンリー八世が、このような革命的行為に出たことについては、無論、個人的な離婚問題が我々の無視できぬ契機をなしているが、しかしそれは「イングランド国教会」の成立ということと直線状に連なるものではない。当時のイギリス国民、特に中産階級の間にあつた反聖職権的・反教皇的感情が、国王の離婚問題を契機として急速に表面化し、イギリスにおける教会の独立をもたらしたと考えるべきである。そして、このようなことが可能になつたのは、中産階級が国王の側近に彼らの階級の代弁者とも言えるトーマス・クロムウェルを得たからであり、この人物は、中産階級の心情と要求とを国王に伝達すると同時に、彼らの行きつくべき目標を明示し得たのである。

一 序 言

絶対主義成立期に当つて、君主は近代化のために開明的役割を演じた。中世末葉の全般的な混乱状態において、王権は「進歩的要素」であり、封建的な外皮のもとで形成されつつあつたあらゆる「革命的諸要素」は王権をたよりとしていたのである^①。しかし、それ自体、全封建秩序の先端にあり、その本質においてあくまで封建的である王権が、

どのような過程をたどつて開明的役割を演じることができたか。国内における革命的諸要素と王権との結びつきは、いかにして可能となつたか。客観的に見るとき、両者の結合は疑問の余地なき事実であるとしても、個々の国王という人格そのものにおいて、このことがいかにして可能であつたか。この問題についての試論を、筆者は、イギリス宗教改革^②の場合を事例として、以下展開してみたいと思うのである。

周知のように、イギリスの宗教改革はヘンリー八世の離婚問題を契機とし、きわめて劇的な形をとつて行われたので、我々はともすればすべてをヘンリー個人の力に帰しがちである。こういう考え方が非常に皮相的なものであることは、今更言うまでもないが、しかしまた国民の革新的な要求（宗教の面における）がいかにして国王の決断と結びついたかについては、今日までのところ、必ずしも明らかにされていない。具体的に言つと、このような点をくわしく考察することが、本稿の対象となつてゐる。

① エンゲルス「封建制度の没落とブルジョアジーの台頭」（岡茂男訳）『マルクス・エンゲルス選集』（新潮社）第四巻、九四頁参照。

② 宗教改革は、絶対君主制への諸傾向が「充分に目ざましき表現」を見出したものと言つべく、イギリス史上における新時期はここに始まると思つてよい。（cf. B. Manning, *The Nobles, the People, and the Constitution, Past and Present*, No. 9, April 1956, p. 45.）

二 イギリス宗教改革の諸因

イギリス宗教改革の原因としては、およそ、次の五つの事実があげられるであらう。^①

- (1) 国王、政治家、あるいは国家権力の発意と行爲。その直接の動機として、国王の離婚問題が指摘される。
- (2) ウィクリフ以来一世紀間以上の伝統をになうローランド派の異端。
- (3) 教養人の間にあつた人文主義。^{ヒューマンイズム}
- (4) 十五世紀になつて大陸から輸入されたルター主義。
- (5) 国民中の広い層にひろがりつつあつた反聖職権主義（anti-clericalism）、及び反教皇主義（anti-papalism）。

所で、これら五つの原因が宗教改革という一つの史的現象に対して有するそれぞれの比重は、どのようなものであるか。また、それらは相互にいかなる関係にあるか。今日の支配的見解としては、(2)、(3)、(4)に重きをおかず、(1)及び(5)を強調する傾向にある。たとえば、故ポラード教授は次のように述べてゐる。「イギリスの宗教改革では、どのような教義も、信仰による義認がドイツで、また予定説がスイスでなしたような役割を演じていない。一五三〇年の議會は、ティンダルの聖書訳によつても、またはルターの著書のどれかによつても、それと分かる程度にまで影響されていなかつた。」^②「それ（イギリスの宗教改革）は、政府の仕事であつて、予言者の仕事ではなかつた。イギリスには、

ルターもカルヴィンもいなかつた。というのは、強力な君主制が個人的な企てに幸いしなかつたからである。ドイツとスイスでは、政治的な無秩序がそれ(個人的な企て)を助成したけれども^⑤。また、ポーウィック教授は、その著書「イギリスにおける宗教改革」の巻頭で、「イギリスの宗教改革について言われ得る一つのはつきりした事柄は、それが国家の行為であつたということである」と明言している。更に、エルトン氏も、最近試みた総括的叙述のなかで、次のように言わざるを得なかつた。「イングランドは、よく知られているように、一つの相違をもつ宗教改革を身につけた。他国では、宗教的な急変がその進行途上において政治上の、また国家体制上の再建をもたらしただに反して、イングランドのローマからの分離は、政府により、宗教や信仰とほとんど関係なき理由のために、導かれたのである」^⑥。

要するに、上述した(2)、(3)、(4)の原因は、イギリスで宗教改革が成功するための、もしくはこれを政府が予期した以上に発展させるための基礎的条件であつたにしても、最も主要な、かつ本質的な原因ではなかつたのである。それ

ならば、我々は、イギリスにおける宗教改革の開始を説明する際に、すべてを政府の行為に帰して正しいであろうか。政府の行為という場合、普通に考えられるのは、国王個人の離婚問題であり、このことは宗教改革がイギリスで起こる直接の契機としてたしかに重要性をもつ^⑦。しかし、宗教改革というような一大変革が、国民一般の動向を無視してもつばら国王一人の発意と動機からのみ、完全な成功にもたらされ得たであろうか。この点について、リンゼー氏の次のような指摘は注目されるべきである。「しかしながら(この接続詞のあるのはリンゼー氏自身も前文で国王の行為を重視したからである)、キャザリンから離婚されたというヘンリーの熱意がイギリス宗教改革の理由を説明すると考えるならば、誤りであろう。どんなに専制的な国王であろうとも、国民生活のなかに彼らを変革に従わせるものが多分になければ、かかる革命をおしつけることはできなかつたであろう……」^⑧。ここでリンゼー氏の言う、「国民生活のなかに」あつた「彼らを変革に従わせるもの」が、本節のはじめに掲げた(5)の原因であろうことは——たとえ、異端やヒューマニズムの影響を幾分か認め得るにしても——

上述した所から明らかである。筆者の知る限り、この点を最も強調するのが故ポラード教授であり（俗人の側における反教會的な傾向がヘンリー八世の下での宗教改革にみられる支配的要因であつた）、またエルトン氏も「イギリス宗教改革を説明する」要素として、反聖職權主義・反教皇主義を重視している^④。これら反教會的な主張については、その詳細を次節に譲りたく思うが、ただここでは、それがすぐれて世俗的な性格をもつていた点、従つて反聖職權主義が異端の活況を意味するものでなかつたという点（換言すれば、それは異端と簡単に結びつくものでなかつたという点）に関し、注意を促しておきたい。

しかし、問題はまだ充分な解決をみていない。宗教改革の原因中、(1)と(5)とが重要であるとすれば、これら両者は果していかなる関係にあるか。これについては、離婚問題を契機として国王が国民のなかの反教皇的、あるいは反僧職者的な感情に門戸を開いたという指摘^⑤、またどれ程俗人の教会に対する不満が大きかつたとしても国王が教皇の味方である限り教会は安全であり、従つて離婚がなければ宗教改革が起こらなかつたであろうという見解がたしかに客

觀的妥当性をもっている。にもかかわらず、なお問題は残る。すなわち、国民のなかにひろがつていた反教會的な感情は、いかにして、玉座にある国王に伝えられたか。ポラード教授の言うように、「俗人の聖職者に対する憎悪が、実際に、ヘンリーが教皇權を打倒する際に用いたて、こであり、国王自身の主權を教会の上のうちたてるための基盤であつた^⑥」とするならば、国王ヘンリー八世はそのすべてを自分自身で洞察し得る程に賢明であることが可能であつたか。最近における、ヘンリーの個性に対する新しい評價の仕方は、以上の設問に関し我々をして少なからず否定的な答を用意させる。そして、ヘンリーと国民との間に、兩者を結合するための媒介項を設ける方が、より妥当な解釈ではないかと考えさせるのである。以下、この点について筆者自身の見解をくわしく述べてみたい。

④ イギリス宗教改革に関する概説書はおおむね次の五つの原因を列挙している。たとえば、G. Constant, *The Reformation in England*, translated by R. E. Scantlebury, London, 1934, I. The English Schism Henry VIII (1509-1547), Chap. I Preliminaries and Causes of the Schism. T. M. Parker, *The English Reformation to 1558*, Home Univ. Lib, Rep., 1952,

- Chap. II Religion in England in the Early Sixteenth Century; G. R. Elton (ed.), *The New Cambridge Modern History*, Vol. II, The Reformation, Cambridge, 1958, Chap. VII. The Reformation in England, by G. R. Elton. 以下を参照。
- ② A. F. Pollard, *Henry VIII*, London, Illustrated Edition (resect), 1957, p. 218.
- ③ ditto, *Factors in Modern History*, London, 3rd Ed. Rev., 1948, p. 90.
- ④ M. Powicke, *The Reformation in England*, Oxford, 4th Imp., 1953, p. 1.
- ⑤ Elton, op. cit., p. 226.
- ⑥ ここで今まで触れる所の少なかったヒューマニズムについては補足すれば、バーカー氏は、ヒューマニストと名付けられる人々は、無批判的なカソリシズムからは離脱してゐるけれども、彼の主張する改革はどこまでもオーソドックスな線にそつており、その信仰の本質はカソリック的であり、また何よりも彼らは普通考えられる以上に各個独立であり、行動のために党派をくぐることはなかつた」と述べてゐる(Pollard, op. cit., pp. 30-32)。またエルトン氏も「我々は、宗教改革の原因として知的運動 (intellectual movements) を考へるべきでない……イギリス・ヒューマニストは教会に忠実なるものとしてとどまつた」と述べてゐる (Elton, op. cit., p. 228)。
- ⑦ たとえば、カトリックの宗教史家ヒューズ氏は、離婚問題を重視して次のように言う、「その大変革についてのいかなる記述も、離婚の歴史を無視しては、本邦の事象を物語らぬのは、むしろ知らざらざるなり」(Ph. Hughes, *The Reformation in England*, I. "The King's Proceedings," London, 4th Ed., 1956, p. 156)
- ⑧ T. M. Lindsay, *A History of the Reformation*, II, New York, 1907, p. 316.
- ⑨ リンカー自身は「国民生活のなかにおける変革への基礎的条件として、ロマーヌ派の異端『ヒューマニスム』ルターの著作をかかちつゝ」(Ibid., pp. 316-21)。
- ⑩ Pollard, *Henry VIII*, p. 214.
- ⑪ Elton, op. cit., pp. 226-29.
- ⑫ エルナン氏は言う、「しかしながら、この反僧職権主義は、すなわち、異端のイングランドにおける盛なる流行を意味するものでないということを記憶しておくことが大切である」と。(Ibid., p. 227)
- ⑬ cf. Pollard, op. cit., p. 202.
- ⑭ cf. Elton, op. cit., p. 229.
- ⑮ Pollard, op. cit., p. 214.
- ⑯ リンリー八世の個性に関し、新しい見方を提供したのは、やはり、エルナン氏であつた (G. R. Elton, *The Tudor Revolution in England*, Cambridge, 1953, pp. 67-70)。

三 反聖職権主義・反教皇主義

一五二九年十月、駐英フランス大使は本国へ次のように書き送つた。「これらの諸卿は、ウルジーが死んだり没落したあとには、教会国家を弾劾し、その財産を全部取りあげつるつもりである。このことを暗号で書く必要がない。というのは、彼らは公然とそう宣言するから」^①。この手紙に明らかのように、一五二九年ごろにあつて、イギリス人の教会に対する感情は、非常に悪化していたものと見なければならぬ。

所で、イギリス人の反聖職権主義・反教皇主義は、それが世俗的である点に、大きな特色を有する。もつとも、それがロラード派の異端と無関係であつたとは、決して言えない^②。現に、反聖職権主義・反教皇主義の盛な地方、すなわちロンドンを中心とする東南部の地方は、異端の多かつた所であり、当時の審問記録はこのことを証明している^③。しかし、そうだからと言つて、反聖職権主義・反教皇主義の存在が直接に異端の流行を意味することとはならないのである。というのは、先進地帯に居住していたイギリス人の多数は、カトリック教会に依然としてとどまりながら、その批判と攻撃とをもつばら教会の世俗面に集中したから

である^④。エルトン氏がこの間の事情をさして、「イギリスの反聖職権主義は世俗的 (secular) であり、福音主義的 (evangelical) でなかつた」と述べたのは、まことに注目すべき言である。

イギリスの反聖職権主義・反教皇主義は、一種の感情 (passion) である^⑤。すなわち、教会の世俗的側面に対する反感と憎悪である。その対象の第一は、不在僧侶 (absentee ecclesiastics)・僧職売買 (simony)・縁者厚遇 (nepotism)・僧職兼有 (pluralism)・教会の腐敗 (corruption) と俗化 (worldliness) である^⑥。対象の第二は、聖職者の有する諸種の特権 (privileges)、特に司法上のそれである。第三は、聖職者の享受する財政上の収入である。第四は、聖職者の保有する莫大な土地財産である^⑦。第五は、聖職者の数が多きに過ぎたことである。これらの五つが原因となつてイギリス国民の間に盛り上がつてきた反教會的な感情こそ、国王ヘンリー八世が自ら革命を遂行するに當つて、最も依拠する所多きものであつた^⑧。

そして、かかる反聖職権主義・反教皇主義こそ、主として世俗貴族の一部、わけでも当時興隆しつあつた中産階

ゆる宗教改革議會（一五二九年十一月—一五三六年四月）^①の成果が示す所を言えば、それはローマとの断絶、教皇支配からの離脱、イングランド国教会の創設、国王至上権の樹立であつた（この点は、特にエルトン氏が強調する所であるが、筆者もまた同意である）。かくて、ここに、「近代的主権国家」としてのイングランド王国が、その全き意味で実現を見たのである。

所で、イギリス宗教改革の本質をこのように解するとき、ヘンリー八世の離婚問題とこれとを直線状に結びつけることは、どのようなものであろうか。たしかに、離婚問題は宗教改革にとつて一つの重大な契機をなす。前節で見たように、早くからイギリス俗人層の間にはびこりつつあつた反聖職権主義・反教皇主義の爆発を制止していたものがヘンリー八世であり、そして一五二九年以降離婚問題を契機としてその障害が取除かれた結果、聖職者の屈服（国王への）、ローマからの独立という見事な成果がcaちとられたからである。にもかかわらず、離婚問題を宗教改革と直線状に結びつけることには少なからぬ疑問がもたれる。故ポラード教授の見解に強く支配された従来の通説は、おおむね、離

婚問題から直線的に発展した宗教改革を考えていたのであるが、このことについて、エルトン氏の論文はきびしい批判を提出し、またパーカー氏も同意見を示した。^② つぎに、エルトン氏のきわめて断定的な言葉を引用してみることにしよう。「自分の結婚を取消させるための、ヘンリーの戦は一つの事柄である。ヘンリーの教皇との断絶は別個の事柄である。断絶は、一番あとになって結婚が取消されるための手段であつた。しかし、ヘンリーは他の手段を試みた。

断絶の歴史的重要性は、そのおもだつた所についてすら、離婚の貫徹にあつたのではない。なるほど、一五二七—三四年の数年間を理解するためには、離婚から出発しなければならぬ。けれども、諸事件を追つて行く際には、結果についての知識をもつて解釈に影響させないように努めなければならぬ。時の進行とともに国王がどの程度にまで達したかを見いだせるように試みなければならぬ。」更に布延すれば、ヘンリーは最初からローマとの断絶、あるいは教会内における国王首長権の樹立というような行過ぎた計画をいだいていたのではない。^③ 一五二九年ごろにあつて、反聖職権主義の支配的な気分がうかがわれるけれど

も、それは決してローマとの断絶を予示するものではなかつた。^⑤ 国王自身もイギリスのローマに対する依存度をフランスにおける程度にまで減じようとの意図をもつていたけれども、教会権の完全なる覆滅を望んでいなかった。^⑥ そして、一五三二年に至るまで国王側の作戦は、教皇をして自己の欲する所に従わせようという目標をめざして進んでいく。^⑩ 議会や聖職者会議で決定された事柄は、すべて、教皇への圧力、もしくは脅迫として利用されたのである。イギリス国内における教皇権の打倒、これに伴う近代的主権国家の樹立は、トーマス・クロムウェルが最高顧問官たるの地位に昇進するともに実現を見たのである。^⑩ もつとも、これによつて、ヘンリーの宿願ともいふべきキャザリンからの離婚、アンとの結婚が合法的に成功したことは事実であるけれども。

以上は、エルトン氏がゲアドナー、^⑫ ポラード^{〔補注〕} 両氏に反対して提出した見解の要旨である。^⑬ そして、パーカー氏もこれに類似した意味の言葉を述べている点、注目されねばならない。「実際に行われた所を見ると、国王がどの程度まで前進しようとしていたかについて疑惑を感じさせずに

足る要素、ためしに疑つてみるべき要素は、充分に存在する。一五二九年の終りに當つて、早くも、国王が実際に起こつたようなローマとの完全なる切斷、そこから生ずる諸結果のすべてを心中に描いていたということは、全体から見て、あり得ぬ事柄である。大抵の革命家と同じように、国王は成行^{なげ}のもたらす圧力によつて押進められた。ひとたび、彼がその年代（一五二九年—筆者）において自分の心の最前部を占めていた事柄——すなわち、彼の結婚の取消とアン・ブーリンを王后にすること——について思い通りにしよう^⑭と決心してからというものは。このような見解には、筆者自身も賛意を示したのであるが、その真实性を立証するため、次に一応宗教改革の経過をたどることとする。

周知のように、一五二九年十一月に召集された宗教改革議会の第一会期では、教会の財源と特権とを制限するための法令が制定された。くわしく言えば、教会裁判所が収める遺言状検認のための手数料を段階別に定額化すること、死者ある場合教区の聖職者にささげられる上納物の制限、兼職・僧侶不在の取締、聖職者が農・商業を営むことの禁止、聖域保護の制限などが、その重なる成果であつた。し

かし、それらはすべてイングランド教会の自立をめざすものとはみなし難い。ただ、ウルジー及びヘンリー八世という防波堤を失つた結果、俗人の間にわだかまつていた反教會的な感情が自発的な爆発を見ただけのことなのである^(16a)（庶民院は開会後、即座に、院内の全法曹家をして、反教會的法案の作成に当らしめている。有名な「年代記」の作者エドワード・ホールも法案作成のために任命された法曹家の一人であつた^(16b)）。

いわば、それは一五一五年及び二三年に開かれた両度の議會の継続であり、反復に過ぎなかつた⁽¹⁶⁾（従つて、ヘンリー及び議會は、一五二九年において、なんと新しい性格をもつ法令を定めたのではないと言えるであろう）。次いで、一五三一年の聖職者會議では、ヘンリー八世がイギリスにおける教會の最高の首長であることが承認された。しかし、この「最高の首長」というのは、「教會關係の事項（靈魂に関する事柄）」を除いてのことであり、従つて、依然として、それは教皇の至上権を否定せず、ローマ教会からの自立を企てたものにあらずと言えるであろう⁽¹⁷⁾。このようなわけで、一五二九年の法令をとつてみても、また三一年の聖職者會議における決議をとつてみても、それらは、イギリスが到達

した本来の意味における宗教改革の一线——イングランド教會の完全なる独立——から、かなり隔りのあるものと考へられる。しかも、この間、離婚の許可、もしくは黙認をローマから獲得するための試みは決して断念されていなかつた。このことは、ウルジー没落後政局を担当した人物には、一方ではアン・ブーリンの父ウィルトシャー伯のような反僧侶派がいたが、他方ではモアヤガーディナーのような保守派のあつたことから見ても、充分にその至当なることがうかがわれる⁽¹⁸⁾。現に、ヘンリーと教皇クレメントとの書簡の交換は、依然として、継続されている。しかし、一五二九年の秋以降にあつては、教皇庁との交渉が、従来におけるような平和的協調をもつてするものでなく、脅迫と威嚇を伴うものに変じつた点、少なからぬ注意を必要とする。かかる政策の変更を示す事柄として、次に掲げるいくつかの処置がここでは重要である。(1)一五三〇年六月、国王は国内の有力者から、彼がアンと結婚できるであろうという署名を得、これを七月十三日付をもつて教皇に送つてゐる⁽¹⁹⁾。(2)同年十月、聖職者と法曹家を召集して、教皇の拒否があつても、カンタベリー大司教により離婚が

決定されるべし、と議会が立法し得るかどうかを計つてゐる。ただし、この際には所期の結果が得られず。(ハ)二九年十月以降、クランマーの勸告に基いて、内外の大学に向い、キャザリンとの結婚が有効なものであつたかどうかを問うている。(ニ)皇帝との交渉。

一五二九年十一月にヘンリーが議会を召集したことも、このような強圧的手段——教皇に対する——の一環に過ぎなかつたと考えられる。議会をして、その好む所におもむかしめるならば、一五一五年及び二三年の経過より見て、当然にそれは反教會的な法令の制定へ進むであらうとの予測が、ヘンリー八世もしくはノーファク公、サファク公の胸中にあつたに違いない。(三)そして、議会に反聖職者の感情の爆発を許すということは、当時の情勢から見て、きわめて必要であつた。というのは、キャザリンとの離婚は一般に不評であり、国民特に中産階級の支持を得るには、彼らの反聖職者の政策を奨励するより他によい手段がなかつたからである。また、このことは、ヘンリーにとつて彼自身の行為が国民の感情から孤立したものでないことをローマ側に誇示するためにも、是非とも必要であつた。更に、

一五三一年の聖職者會議における決議にしても、それが彼らをして国王への忠誠を表明させることにより教皇への圧力として利用したいという意図から発していることは明らかである。(四)

所で、このような脅迫と威嚇とによつて教皇から譲歩をかちとろうとする政策がすべて失敗に帰し、完全なデッド・ロックに乗り上げたのが一五三一年末の形勢であつた。そのころ、ヘンリーが離婚の要求を断念したとのうわさが流れ、また三二年はじめにノーファク公とガーディナーとが国王に宿願の放棄を勸告したことは疑いなしとされる。(五)ここに、ヘンリーの求める離婚を実現するためには、事態の新たな展開が計られねばならなかつた。幸いにも、この危機的瞬間に、トーマス・クロムウェルなる人物が政策立案者として登用されたことにより、キャザリンからの離婚、アンとの結婚が合法的な線で見つたのである。しかし、それはヘンリーが最初予想できなかつた方向においてであり、彼の宿志は見事に達成されたが、それと同時にイングランド国教会の成立という一層重大な歴史的成果がかち取られたのである。

一五三二年以降にあつては、議会の反ローマ的・反教皇的方向がよいよ明白となり、次に述べるような処置があらひ継いでとられた。(イ)三二年の議会で庶民院が提出した嘆願書に基き、聖職者會議は教会独自の法律制定権を放棄した。(ロ)同年の議會制定法により、初収入税を教皇庁に上納することを禁止。(ハ)三年の「上訴禁止法」によりローマ教皇への上訴を停止。(ニ)四年の「国王至上法」をもつて、国王がイングランド教会の最高首長たることを法文化する。(ホ)同年、初収入税と十分の一税とを国王が収納できる法令の制定。(ヘ)同年の議會制定法により、司教の指名権を国王が確保。(ト)同年、「ピーター祭税」の王国内における徴集、並びにローマへの支払を停止。

このように、一五三二年以降の経過をながめると、司法面・立法面・財政面におけるローマ教会との服属關係がすべて絶ち切られ、国王という最高首長の下におけるイングランド教会の完全なる独立が実現されたと考えられるであろう。もつとも、この段階においても、ヘンリー自身にとつては、離婚と再婚の合法化ということが、いまなお切実な課題であつた。しかも、国王はローマの讓歩に依然とし

て淡い希望をつないでおり、現に三二年の「初収入税禁止法」の通過に際しても、その実施を延期するという留保処置をとつてゐる。思うに、この法令を教皇から離婚承認を獲得するための武器として利用しようという気持がヘンリーに残されていたからである。また、イングランド教会の独立ということの目的の一半が、キャザリンとの離婚を合法化し、アンとの間に生れる子供を正当な嫡子たらしめようとする所にあつたことは言うまでもない。このようなわけで、離婚問題はたしかに一五三二年以降にあつても尾を引いていた。しかし、事態はより以上の前進を示してゐたと見る方が、一層妥当な解釈ではなからうか。すなわち、離婚の貫徹ということだけからは、三二年以降における出来事をことごとく充分には理解できない。そこには、どうしても、イングランド王国のローマからの完全なる自主独立、すなわち、「近代的主権国家」の樹立という新しい理念が導入されてこなければならぬのである。

所で、このような「近代的主権国家」のあり方について、最もはつきりした構想を有していたのがトーマス・クロムウェルであることは、言うまでもない。従つて、エルトン

氏の指摘にある通り、クロムウェルの権力掌握が、宗教改革の新たな前進とも一致するわけである。しかしながら、「イングランド国教会の成立」という偉大なる史実をクロムウェル一個人の思想と政治力のみからして説き明かすことは、果して妥当な態度と言えるであろうか。筆者は、やはりそれが古くからイギリス国民の間にあつた反聖職主義・反教皇主義を土壌として結実したものと考へたいのである。むしろ、クロムウェルの演じた歴史的役割なるものは、そういう民間の反教會的感情に、それが行きつくべき明確な目標を与えたと解すべきではなからうか。繰返して言えば、イギリスにおける本来の意味の宗教改革は、決して、クロムウェル一個人の力により成就されたのではない。それは、前節で述べたような反聖職主義・反教皇主義が国民、特に庶民院に代表される階級の間にあつたればこそ、円滑な進行を見たのである。

離婚問題の意味を軽視したエルトン氏は、クロムウェルの個人的功績に、きわめて多くのものを帰した。これに反し、故ポラード教授は、ヘンリーを讚美し、特に国民の動向に不断の注意を怠らなかつたヘンリーの惘眼をたたえて

いる。そして、筆者の重視する民間の反教會的感情については、エルトン氏よりもポラード教授の方が、これに力点をおいたように認められる。しかし、教授がクロムウェルを国王の単なるサーヴァントに過ぎずとみなした点^④については、筆者は少なからぬ疑問をいだくのであり、むしろ、新しい研究を取入れて、エルトン氏のように、クロムウェルの政策立案者——国民の動向にくわしい政策立案者——としての意味を強調しなければならぬと思うのである。このことは、次節以下でくわしく述べられるであろう。

① ヘンリー八世治世の第五議會のことである。七年間にわたつて、八回の會期をもつ。『Reformation Parliament』は、これを嫌惡する人々により、「Black Parliament」とも呼ばれる。

② G. R. Elton, *King or Minister? The Man behind the Henrician Reformation*, History, No. 137 (Oct. 1954).

③ コンスタンによると、革命の動機は古くからあつたけれども、そこにはただ一つの有力なる要素を欠いていた。大きな革命は多くの原因が同時に共力することによつて成り立ち、一つの要素が欠如している故に失敗することもある。ランカスター朝及びチューダー朝初期では、その一つの要素を欠いていた。すなわち、国王が依然として教會の味方であつた。しかし、離婚問

題は、この障害を除き得たのである。教皇の態度が、ヘンリーを「教会を憎悪する側に追いやつたのであり」（Constant, *The Reformation in England*, pp. 33-4.）。

④ G. R. Elton, op. cit. 及び ditto, *The Commons' Supplication of 1532: Parliamentary Monocues in the Reign of Henry VIII*, E. H. R., Vol. LXVI, No. 261 (Oct. 1951), p. 523.

⑤ Parker, *The English Reformation to 1558*, p. 56.

⑥ Elton, *King or Minister?*, p. 221.

⑦ Ibid., p. 222.

⑧ Ibid., p. 224.

⑨ Ibid., pp. 224-5.

⑩ 一五二九年以降三年間にわたる中心問題は、ヘンリーがローマでの裁判に出頭することを強判されるか、もしくは、イングランド内部での決着に教皇をして同意せしめるかという点で争ひた（Ibid., p. 225.）。

⑪ Ibid., pp. 229-32.

⑫ Gardiner は、ヘンリーが最初から彼の王国内における世俗面での至上権のみならず、宗教面でのそれをも欲していたと云す。すなわち、国王にはじめから遠大な計画を掃するわけである（Henry VIII, 1905, pp. 726 ff., quoted Elton, op. cit., p. 222.）。

⑬ エルトンが自説の補強として引用するのは、Brewer である。すなわち、彼はヘンリーが一五二九年という早い時期にあつて

彼自身の至上権を主張したかどうかという疑問を自ら提出したのち、「ヘンリーは、最初の場合、ローマからの分離をまじめに考へなかつた」と答えてゐる（J. S. Brewer, *The Reign of Henry VIII*, 1884, II, p. 462 ff., quoted Ibid.）。

⑭ Parker, op. cit., p. 56.

⑮ ノーモンタク公は次に記している。「教会裁判権の誤用によつて、本議会では、世俗人の不満の声が非常に著しいけれども、法王が王を親切に取扱うならば、彼はどんな悪い結果をも制止するであらう」（L. and P., V, No. 821, quoted Constant, op. cit., p. 23.）。

⑯ cf. Pickthorn, *Early Tudor Government: Henry VIII*, p. 134.

⑰ “The Bills proposed in 1530 and 1531 were merely a repetition or a consequence of the recriminations made in 1515.” (Constant, op. cit., pp. 24-25.) また、トーマス・モムも一五二九年の議会で次のように述べた。「すべての国事のうちで、聖職者によつての事柄が最も改革を必要とする」など。この言葉は、本議会でもはや国王が庶民院の熱情を制止しなうであらうという点のヒントとして受取られるべきである（Hughes, *The Reformation in England*, I, p. 211.）。

⑱ この聖職者会議で決議された国王が「最高の首長」たることによつては、「キリストの法の許容する限りにおいて」（in quantum per Christi legem liceat）という条件節が付せられてゐる。この条件節の解釈はさまざまあるまいであるが、今日で

は「教会関係の事項」を除くという説が有力である。Hughes, *op. cit.*, p. 231. 及び大野真司「イギリス宗教改革と絶対主義——ヘンリー八世の国王至上法——」『横浜大学論叢』人文科学系列第十巻第二号)二七一頁参照。

⑮ cf. J. D. Mackie, *The Earlier Tudors, 1485-1558*, *Oxf. Hist. of Eng.*, 1952, p. 352.

⑯ ヘンリーが署名を求めた人々は、大司教二人、duke 二人、marquess 二人、earl 一人、司教四人、baron 二十七人、僧院長十二人、knight and doctor in parliament 一人であつた (Pickthorn, *op. cit.*, p. 152.)。

⑰ cf. *Ibid.*, p. 154. なお、付言するならば、この間、ヘンリーの心情には一つの変化が起こつてゐる。それは、教皇の権威を疑わぬカソリックから、教皇権を相手として、自分の見解の支持を求めるカソリックへの変化である (Hughes, *op. cit.*, p. 217.)。この意味では、明らかに教皇権への挑戦が見られる (Constant, *op. cit.*, p. 79.)。

⑱ 一五三〇年、ヘンリーは皇帝カール五世のもとに使節を派し、事情を説明してゐる (Hughes, *op. cit.*, p. 218.)。

⑳ ノーファタ公は一五三〇年九月教皇使節と会見し、自分は教皇庁に大いなる敬意を払うけれども、国王を支持しなければならぬ、また、離婚の訴訟はイギリス国内で決定されねばならぬ、と警告した (Hughes, *op. cit.*, p. 221.)。

㉑ 国民の間でキャザリンはすこぶる人気があり、従つて、王の欲する離婚は好評でなかつた(たとへばティンダルも離婚に賛

成しなかつた)。また、中産階級の間では、キャザリンとの離婚がスペインとの関係を危うくし、彼らの対低地国貿易に影響する所あるのではないかと恐れがあつた。アンには国民の人氣なく、一五三二年八月ごろには彼女を敵とする暴動がおこつたとのうわさがフランスで流れ、また三三年の復活祭の際アウグスティアン派の副院長がロンドンでアンのための祈とうを行うと、ほとんどの全会衆が会堂から去つたと言われる (Constant, *op. cit.*, p. 68.)。従つて、二九年において、反僧侶的感情に火花を点することは、国民の注意をそらすために、絶対に必要であつた。

⑳ エルトンは一五二九—三二年を *hesitancy* の期間とみなし、三二年以降、*the new and powerful policy* がはじまると考へてゐる (The Commons' Supplication, p. 523.)。ただし、繰返して言うけれども、前者において、ヘンリーがやはり、教会を君主の支配下により強くおこうという気持をいだいていたことは明らかである。すなわちフランス国王フランソワ一世が一五一六年に試みて成功した程度にである。しかし、一層主要な目標は、何と言つても、離婚の貫徹をローマから得ることであつた。

㉑ 一五三〇十一月、ローマ駐在使節からの報告は、教皇の決意——離婚問題を教皇自身が法に従つて決定するという——の動かざることを伝えてゐる (cf. Hughes, *op. cit.*, p. 221.)。また、一五三一年にローマへ送られた新しい使節も、同年九月廿二日、ローマから何も望み得ないことを報告してゐる (Bryan and

Foxe to Henry VIII, 22 Sep. 1531, I. and P., V, No. 427, quoted Elton, King or Minister?, p. 228.) すなわち、教皇とのあらゆる交渉、また教皇への圧力も、すべて予期の効果をあげ得なかつたのである。

②⑨ Elton, *The Reformation in England*, New Camb. Mod. Hist., Vol. II, p. 233.

②⑩ ditto, *King or Minister?*, p. 229.

②⑪ これは、教会の自給的行為であつたと言われる。また、ヘンリーが考えた「教会の首長」たることが何であるか、今やはっきりと示されたと言われぬ (cf. Hughes, op. cit., p. 239.)。

②⑫ 今後、教会関係の訴訟は一切最終的に国王の裁判権の内部で処理される。ここにおいて、イギリス俗人に対する教皇の裁判権は完全に否定され、(Hughes, p. 245.) ローマからの分離は事実上決定された (Mackie, p. 358.)。

②⑬ ヘンリーは、この法令が効果をあらわす日取を一五三三年七月九日と決定した。また、マッキーは次のように述べている。「そこには、明らかに、もしもクレメントがヘンリーとの妥協に達するならば、教皇のイングランドからの収入は手を触れられずにとどまるであらう」とのヒントがあつた」(Mackie, op. cit., p. 356.)。

②⑭ なお、付言するならば、ローマに対し今なお未練を残すヘンリーは、克蘭マーに *legatus natus* の称号を授けることによつて、ローマとの分離に仮装をこらした。この称号はカンタベリー大司教が十二世紀に帯びていた称号であり、素朴な民衆に

は、ローマ教会とイングランド教会との漠然たるつながりを示すものとして映じたに違ひなく (Constant, op. cit., p. 7.)。

②⑮ すなわち、中央集権君主の絶対支配にとつて最大の障害となつていたローマとの紐を絶ち教会を君主の完全なる掌握下におくことが、一五三二年以降の主要な政策となつてきている。たとえば、一五三三年の「上訴禁止法」の序文を見よ。そこには、イングランド王国が、国王たるものによつて統治されるエムパイヤであることが明記されている。このような考え方が、離婚問題の発展ということのみによつて説明可能となるであろうか。

②⑯ Elton, op. cit., p. 221 and 229.

②⑰ 「クロムウェルはますます多く国王により用いられるようになって行つた。しかし、それは二次的な事柄に関してに過ぎない。大事が問題になる際には、ヘンリーが自身でそれを処理した」(Pollard, Henry VIII, p. 211.)。またポラードは、大英百科事典中クロムウェルに関する項目で、特に「クロムウェルは、実際において、ヘンリーの政策の作製者でなく、これを実施するための最も有能な道具であつた」と明言している (Pollard in his article on Cromwell in *Encycl. Brit.*)。

〔補注〕

筆者の見る所においては、ポラードも、はじめからヘンリーにローマよりの分離の意志ありとは認めていないのではないかと思う。二七六頁末尾の文章からは、多少エルトンのいうような印象を受けざるを得ないが、しかし、結論の三四三頁にある文章から、ヘンリーに最初から首尾一貫したプランがあつたとい

う風に理解できないであろう。ただし、エルトンの使用しているのは、一九〇五年の初版であり、筆者自身のよつたのは、一九五一年の改訂版であるので、その間に、ポラード自身の訂正がいくらか加えられたのかも知れない。

五 ヘンリー八世とクロムウェル

ヘンリー八世に賛美の言葉をささげているのは、故ポラード教授である。これに対し著しく批判的なのが、エルトン氏である。そのように国王ヘンリーに対する評価の仕方が異なる所から、前節で述べた通り、宗教改革そのものについての把握もまた両者においてかなり懸隔のあるものとならざるを得なかつた。

ポラード教授の著わした『ヘンリー八世』は、この王に關する伝記のうちでも最も標準的なものとされているが、^① 大体において、彼以前の見解からあまり離れることなく、ヘンリーの政治的卓見、またその政治的手腕を高く評価しているようである。いまその評価を示すかなり断定的な言葉を掲げてみよう。「彼（ヘンリー）は向こう見ずな気まぐれにつき動かされて行動するということはなかつた。彼の熱情は激しかつたが、自己抑制の方が一層強かつた。そし

て、ローマとの断絶は、冷静にして計画的な巧妙さをもつて成就されたのであり、マキャヴェリーの最も熟達した弟子といえども彼に及び難い程である」^②。明らかに、ヘンリー八世は、教授にとつて、「かつてイギリス王位に座したところのある人物のうちでは最も着目すべきもの」であつた。ちようど、彼の弟子ニール教授にとつて、女王エリザベス一世が最も理想的な英国君主であると同様に^③。

しかし、ポラード教授に代表されるこのような見解——ヘンリーを称賛する傾向の強い——に対し、著しく批判的な考え方が最近になつて現れて来た。その好例がやはりエルトン氏である。ここで、同氏の得た結論だけを示せば、次の通りになる。

ヘンリーは、活動的にして独裁的な王であり、何人も彼の意志を無視して統治し得なかつたけれども、実務的な王ではなかつた。彼に欠如していたのは、論理的・創造的思考力であり、情熱のとりこになりがちであり、自己の情熱を満す便宜的なものを何でもつかまえようとした。それ故に、彼は著しい機会主義者である。創造的思考を欠いていた所から、他の者からアイデアを提供してもらわねばならず、従つて、彼は彼自身の政策の作成者にはなれなかつた。実務的ならざる国王ヘンリーは、

日常の政務について全く興味を寄せず、筆をとるといふことすら彼にとつては退屈な、また骨の折れる仕事であつた（彼自身の告白にある通り）^⑤。特に、最もはなはだしい、かつ臣下を困らす悪癖は、何らかの口実をさがして、なさねばならぬ仕事をひき延ばすことであつたらしい。このような国王を何よりも喜ばすものは、戸外の運動と肉体的な享樂とであつた。そして、年齢が長じて戸外運動を好まなくなつてからも、事務を嫌悪する王の気持は依然として変らなかつた。会計簿に自ら署名することは生まれであり、日常の政務に関係した書類に傍註を走書きすることもなく、彼自身の手で物を書かせるのは、容易な事柄でなかつた。これを要するに、「そのような王は、よく君臨し、かつ統治することができた。しかし施政することはできなかつた」。そして後者のためには、ウルジーやクロムウエルのような大臣を常必要としたのである。^⑥

最近において、エルトン氏と同じように旧説に対して批判的なのは、ベロック氏である。氏の見解の要旨は、おおむね、次のようなものである。

ヘンリーの最も目立つた性向は、衝動に抵抗できない所にある。我意を通すことに熱しやすけれども、他面次から次へと相異なる人々の言により動かされがちである（従つて、意志は

決して強固でない）。そういう所から、王は彼を御し得た人物により軽蔑されたし、また、これに耐えきれなくなると、王は発作的にそのような人物を取除いた。また、ヘンリーは決断を延期し、ある目的に向つて前進するかと思うと元へ引返し、今まで目差してきた目標を半途で放棄することすらあつた。この故に、彼の治世の間に見られる行動の主要な輪郭なるものは、いつも、彼以外の人物により企てられたのである。更に、彼は果して勤勉であり得たか。彼には怠惰という言葉をあてはめることはできない。万事を臣下に委ね、自ら欲樂におぼれてしまふことはなかつた。少くとも、君主としての彼自身の前におかれたる事柄には、自ら携つたのである。しかし、自分で厄介と感じた事柄に自己自身をむち打つて励精すること——これこそ本当の意味の勤勉である——は、彼から望み得なかつた。すなわち、ここにもヘンリーの弱さが認められる。その他、彼の性格の弱点は、第一に自己抑制の力をほとんどもたなかつたことであり、第二に極端なまでに自分本位であつたことである。後者が昂じた場合、彼は恐ろしい程残酷な行為を平気でやつてのけたのである。^⑦

以上、やや長きにわたつて紹介したエルトン及びベロック氏の見解——筆者自身も史実とその実証的根拠よりし

てその正当性を信するが——よりして容易に推論できることは、宗教改革、すなわちイングランド国教会の成立という大事業が、感情的にして論理的・創造的思考力を欠如したヘンリーのような一個人により企画され、また推進されたかの疑問である。当時において、ローマとの断絶は、冷静にして沈着、周到にして綿密な頭脳を必要とする。特に、イギリスの宗教改革が一步一段階的に議會制定法の形をとつて行なわれた実状を見れば、そこにどうしてもヘンリーならぬ偉大なプラン・メーカ―の存在を予想せしめる。この人物こそ、「イギリス人中まれに見る計画し得る人物、計画するのを好む人物」と称せられるトーマス・クロムウェルその人であつた。

この際、ヘンリーの思想傾向もまた注意されねばならない。彼は新しい教養（ヒューマニズム）を受けたルネサンス型君主であり、エラスムスその他の学者から賛美されていたけれども、その思想の本質は、どこまでもカトリック的であつた。若きころの彼の教養をささえていたものは、カトリック神学であり、父王ヘンリー七世は、はじめ彼にカンタベリー大司教の地位を予定したと言われ、この説は單なる推測の域を出ないとしても、聖職者に向くような教養を授けられたことは疑いない。^⑧

父王がヘンリーに残した遺言には、「教会を守り、不信者と戦え」とあり、彼自身この遺言を守つて、はじめの二十年間ローマ教会に對しすこぶる忠実であつた。我々は、ヘンリー自身から、「自分には、教皇と教会とのために、財産と生命とそして王国とを犠牲にする用意あり」との言葉をすら聴くことができ。一五二一年に、ルターへの反はく書が起草されたのも、彼のこのような信念から発している。従つて、カトリック的信仰を自己の精神生活の支柱として保持してきたヘンリーにとつて、ローマとの断絶は容易ならざる事柄であつたであらう。たとえ、離婚問題について彼の要求がローマから得られなかつたとしても、そこまでの決断を彼ひとりで行つてつけることは不可能であつたであらう。我々がクロムウェルに多くを期待しなければならぬ理由は、ここにもある。

クロムウェルの経歴については今日なお不明な点が多いけれども、その評価は最近に至つて大いに改まつてきた。一九〇二年に刊行されたメリマン氏の『トーマス・クロムウェルの生涯と書簡』^⑨はクロムウェルの歴史的な重要性を充分に認識することはなかつたが、ジューヴェルド氏は彼の先見の明ある有能な政治家としての面を指摘した。^⑩また、エルトン氏は、一面、宗教改革のプラン・メーカ―たるの位

置に彼をおき、他面、行政機構の近代的改革者としての彼の地位をも強調したが、更に、トレヴァー・ローパー氏は近代史は彼とともに始まるとさえ言つてゐる。次に、我々は一応今日知られたる限りにおいて、彼の経歴を眺めて見よう。

クロムウェルがロンドン近郊ブットニーで「富裕なる鉄匠・酒造人・漂布職」を父として生れたこと、すなわち、中産階級の出身であることは疑いない。彼の母方もまた当時における中産階級に属していた。年少のころに、故郷を出てイタリアに行き、傭兵となつて戦争にも参加し、イタリア人の間に多くの友人を得た。イタリア語とイタリア文学に関する知識も、この間に習得された。また、イタリアの政治を支配する現実政策（Real-politics）も同国滞在中に得られたのであり、教皇権に不信をいだくようになったのもイタリアにおける見聞からであると思われる。その後、商人層に仲間入りし、低地国にも滞在、一五二二年ごろ帰国、裕福な剪毛職の娘と結婚、二四年ごろまで羊毛商人・毛織物商人としての商売を営み、同時に事務弁護士として法の運用に習熟した。またこの間、高利貸業をも開業していた記録がある。二三年の議会には庶民院議員の席を獲得、二四年以降は、商人としてよりも法曹家としての仕事の方が重きを

なすに至る。ウルジーの知己は二〇年ごろに得られたが、このころから、彼に寄せられたる信頼はますます大となり、彼は主人のために多くの法的事務を履行した。二五年以降、実務に関するその偉大な能力をかわれて、小修道院解散とカレッジ創設の任に当り、少なからぬ好成績を残したが、他方かなりの取賄をも行ない、悪評をかつた。二九年十月における主人ウルジーの没落は、クロムウェル自身にとつても大きな危機を意味したが、巧妙なる手腕を発揮して、ウルジーの主君たる国王ヘンリー八世の歡心を得、ここでもその実務家としての才能を高くかわれて、その地位は次第に上昇して行つた。三〇年末、彼がすでに王の金を握つてゐることが見出されるし、三一年後半には、王の顧問官中イナナー・リングの地位に入つてゐるし、三二年に入ると明らかにリーダーシップを握る顧問官として政策の樹立に當つてゐる。まさしく、このころに、宗教改革の本格的段階が開始されてゐることは、前節で見た通りである。そして、三年四月ごろには、万事を支配する、国王側近中の筆頭者の地位にまで昇り、クロムウェルはついにゴールまで達したのである。

以上に述べたクロムウェルの経歴を振返つてみて、きわめて重要な三つの事実に着目しなければならない。第一に

彼が中産階級の出身であること、第二にウルジーに見出され、のちには国王に仕えて、いずれの場合にも彼らの信任を得たのが、全く中産階級に特有の資質——計数と法とに明るい——実務家の才能に基くこと、第三にウルジーのように入機卿とか教皇とかの虚名にაცოგაれることなく、王国第一の実力者たる地位に満足したこと（そういう意味で、彼は完全なる近代人であつた）。

所で、これらの事柄は、我々が当面の課題とする宗教改革といかなる関連をもつか。前述のように、一五三一年末ヘンリーはデッド・ロックに乗り上げ、離婚問題の自己の要求に則したような解決を断念した程である。この際、ヘンリーの窮地を救つたものがクロムウェルであり、彼は王のカトリック的信念を一部放棄せしめることによつて、王がその願望を合法的に達成するための新しい道を提示したのである。もつとも、クロムウェルがいつ、いかなる形をとつて、自分の見解をヘンリーに伝え、またその承諾を得たかについては、明確な実証の根拠がなさそうである。宗教改革の推進者がクロムウェルであることを強調するエルトン氏自身すら、一五三一年一月ノーファク公がドイツ帝

国大使と会談した際、「エムバイヤ」という用語を使つたことは、クロムウェルの影響力を反映すると述べているだけである⁽⁸⁾（恐らくクロムウェルは枢密院内の論議のなかに「エムバイヤ」なる観念を導入したのではなからうか）。しかし、ヘンリーが次第にクロムウェルの才能を重んじるようになり、ついに彼に目的達成のための方策を立てさせるに至つたであろうことは、上述したヘンリーの性格からしても容易に推察できる。

マッキー氏は初期チューダに関する概説書のなかで、ヘンリーの血脈中に繁栄しつつある中産階級の鼓動が感じられ、また彼の強さは彼の国民中最も有効なる部分との同盟に基くとやう⁽⁹⁾。しかし、このような見識と、また近代性を、きわめて利己的にして感情に動かされやすく、かつ本来保守的な国王から期待できるであらうか。イギリスの宗教改革が、中産階級の反教會的感情を土台として実現されたことは事実であるとしても、そこにはどうしても国王と中産階級との間に位置して、後者の気持を前者にとりつぐ役割を果した媒介者の存在を想定しなければならぬ。そして、我々がかかる媒介者としてクロムウェルをあてはめること

は、きわめて穏当な解釈と思われる。何となれば、商人・法曹家・金貸しとして中産階級の間で活躍し、彼らの一般的動向にくわしく通じていた人物こそ、他ならぬクロムウェルその人であつたからである。

このようなわけで、クロムウェルが王の顧問官中指導的地位を占めるに伴つて、新興の中産階級は自己の階級の代弁者を王の側近におき得たことになる。しかし、中産階級の反聖職権主義・反教皇主義の発展がイングランド国教会の独立であるにしても、両者の間にはやや大いなる間隔が認められるであろう。この間隔をうめる役割を果した人物こそ、またクロムウェルである。彼は前にも見たように中産階級の間支配的な反教會的な感情が行きつくべき明確な目標をさし示すことによつて、本来の意味におけるイギリス宗教改革を実現し得た。所で、その際にクロムウェルの身につけた教養、特に彼の政治思想が我々の考慮を要する新しい問題となつてくる。前に見たように、彼はイタリア的なものの影響を多分に受けているが、その一つにマルシリウスの国家論・教會論がある。周知のように、マルシリウスは国家の自律性、特に教會が国家に服属すべきこと

を主張したが、このような考え方は明らかにイギリス宗教改革の理論的根柢をなすものと言えるであろう。そして、クロムウェルが理論の面でマルシリウスの追隨者であつたことは、彼がウィリアム・マーシャルによる『平和の擁護者』^②の翻訳出版を援助した事実からも充分に考えられる(もつとも、これ以上の確実な証拠は欠如しているけれども)。しかし、結論的に言えば、宗教改革について、エルトン氏のように、それが「トーマス・クロムウェルの思想——政治哲学とも言えるであろう——を反映する」としても、宗教改革を成功させるための最大の基礎的条件として、国民、特に中産階級の間反聖職権主義・反教皇主義のあつたことを忘れてはならないであろう。

① J. D. Mackie, *The Earlier Tudors, 1485-1558*, *The Oxford Hist. of Eng.*, 1952, p. 617.

② A. F. Pollard, *Henry VIII*, p. 222.

③ *Ibid.*, p. 343.

④ Conyers Read's *Review on J. E. Neale's "Elizabeth I and her Parliaments, 1584-1601"*, *Amer. Hist. Rev.*, Vol. LXIII, No. 4, July 1958, p. 964.

⑤ L. and P. Vol. III, No. I, quoted Pollard, *op. cit.*, p. 97.

⑥ cf. G. R. Elton, *The Tudor Revolution in Government* :

Administrative Changes in the Reign of Henry VIII, Cambridge, 1953, pp. 66-70.

① cf. H. Bellot, Characters of the Reformation, New York, 1958, pp. 27-32.

② cf. 1647年ロンドン議院の議決を記載する1649年の議院記録を参照せよ。

③ Hughes, The Reformation in England, I, p. 225.

④ cf. Pollard, op. cit., p. 13.

⑤ Ibid., p. 34.

⑥ Ven. Cal. Vol. II, No. 177, quoted Pollard, p. 44. Constant, The Reformation in England, I, p. 33, n. 137.

⑦ R. B. Merriman, The Life and Letters of Thomas Cromwell, 2 vols., Oxford, 1932.

⑧ W. G. Zeeveld, Foundations of Tudor Policy, Cambridge, Massachusetts, 1948, Chap. VI.

⑨ cf. Elton, King or Minister? (著者の論文を収めた) cf. ditto, The Tudor Revolution in Government, 本書の序文には実際にクロムウェルが近代行政機構の創始者たることを強調するつもりである。

⑩ H. R. Trevor-Roper, England's Moderniser: Thomas Cromwell, in Historical Essays, London, 1957, p. 74.

⑪ クロムウェルの偉大な功業を採擷する1547年Master of the King's Jewels (April 1532), Keeper or Clerk of the Hanaper of Chancery (July 1532), Chancellor of the Exchequer

(April 1533), Principal or Chief Secretary (about April 1534), Master of the Rolls (Oct. 1534), Vicar General and Visitor General of the Monasteries (1535), Lord Privy Seal (July 1536), Vicar General of the King for All Spiritual Affairs (1536), Great Chamberlain of England (April 1540), 1544年 4月17日 Elton, The Tudor Revolution in Government, p. 99, 229を参照せよ。

⑫ Elton, King or Minister, p. 229.

⑬ Mackie, The Earlier Tudors, p. 363.

⑭ 「クロムウェルは、宗教改革の非宗教的な時代における無神道論の祖孫である中産階級の代表者として登場し、その『クロムウェル』(Article on Cromwell in the 1953 edition of Encycl. Brit.)。

⑮ この説を採る者の中には、普通には「クロムウェルは、クロムウェルが」

⑯ 1535年 Marsilius (Marsiglio dei Minardi) "Defensor Pacis" 及び William Marshall (クロムウェルを助けたロバーティスト)により翻訳出版された。クロムウェルは資金の面から援助した。

⑰ Elton, King or Minister, p. 232.

六 クロムウェルと中産階級

前節を通じて、筆者はクロムウェルが国王の側近にあつて

いわば中産階級の代弁者として行動し、イギリスにおける宗教改革の推進に努力したことを述べた。しかし、彼が中産階級の出身であるということだけをもつて、彼をこの階級の代弁者と考えるのは、いささか速断のきらいがある。

現に、クロムウエルの前任者ウルジーはやはり中産階級の出身であつたけれども、彼の言動には中産階級出身者としての特色の認められぬ点が多く、ある意味では自分の本来の階級から著しく遠去かつたとも言える。クロムウエルの言動は、結果において、中産階級の利害関係と完全に一致していたけれども、彼を中産階級の代弁者とみなすことが許されるかどうかについては、クロムウエルの根底にあつた意識、あるいは考え方が、中産階級全般の傾向に順応するものであるか否かを差当つて吟味してかからねばならない。この点を考察するのが、本節の課題である。

(一) 十六世紀における新興中産階級が金銭の獲得に全精力を集中し、金銭の威力を堅く信じていたことは、言うまでもない。中世の封建貴族が土地を唯一の財産と心得ていたのに反して大きな相違である。クロムウエルもまた金銭欲が人一倍強烈で、かつ金銭が万事を決定すると信じてい

た人物である。

本来無一物のクロムウエル——彼は裸一貫で故郷を飛び出したと言われる——が相当な財産家になり得たこと自体が、商人として、高利貸として、また法曹家として、彼がいかに蓄財に懸命の努力をささげたかを示している。その他にも史料に現れた明白な例をあげれば、彼がウルジーの命を受けて小修道院の解散と新カレッジの創設に当つた際、彼は世の不評をも顧みず、かなりの収賄を行つている。また、没収された修道院の財産も、その全部が新カレッジの建設に廻されたわけではなく、その幾分かが彼自身のポケットに入れられたのである。^①従つて、ウルジーに奉仕した間に、クロムウエルが築きあげた財産は相当な額に上るらしい。^②

このようなあくことなき金銭欲は、国王に仕えてその地位が昇進してからも決してとどまらなかつた。無論、王の臣下となつて以後は、私的な仕事の多くを放棄しなければならなかつたが、彼の得た新しい地位は以前よりも多くの富をもたらした。たとえば、アイルランドを治めることについて彼は責任者の地位にあつたが、その場合にも多く

の贈り物を得たようであり、彼の派遣した委員会の間でも彼の吝嗇を非難する声が高かつた。^③ また、一五三六年以降に行なわれた修道院解散の場合を見ても、自分の懐中を豊かにするための努力が払われているようである。^④

更に、クロムウェルの金銭の威力を重視した何よりもよき事例を示すならば、ウルジーの失脚後、その処罰を軽くするという名目の下に、自分に託された彼の財貨を貴族たちの間に散じている。しかし、その実際は、自己の地位を固めるためであつたらしい。特に、献金の大部分がブリーン党に属する人々を対象として費されたことに思いをはせるならば、このことはいよいよもつて明らかである。^⑤

(二) 十六世紀はじめの新興中産階級が宗教に対して無関心であつたとは決して言えないけれども、カトリック、プロテスタントなどという宗派的差別については、全般として、自己の良心から発する内面的選択を行うことが少なかつたらしい。彼らには、むしろ、世俗的・實際的要求の方がずつと著しかつたように思われる。クロムウェルもまたかかるタイプ——どちらかと言うと、最も顕著なタイプ——の人物であつた。彼は、實際的・実用的なもののみを

尊重し、実際に役立ち得るもののみを追求し、空虚な思想・理念を排撃した。^⑥ 従つて、彼自身にとつては、カトリック、プロテスタントの差別が些細な事柄に過ぎず、どんな場合にも宗教は彼自身の演ずる大きなゲームのなかの一駒として利用されたに過ぎない。^⑦ 一五三〇年には、ヘンリーのルター派に対する憎悪感に迎合し、ルターを激しくののしつてゐるが（「彼が生れなかつたならば、よかつたと思う」とクロムウェルは述べた）、三二——三三二年、教皇庁との関係が險悪の度を加えると、ステイーヴン・ヴォーンをつかわしてウィリアム・ティンダルの帰国を促した。しかもまた、ヘンリーがティンダルの思想を好まないことを知ると、直ちにかかる親プロテスタント的政策を放棄してしまふクロムウェルであつた。^⑧ 三四年以降になると、英訳聖書の出版について熱意を示してくるが、これまたイギリス国内の信仰統一を計らんとする一種の政治的動機に帰せられるべきこと、きわめて明白である。更に、外交政策を見ると、三六年には旧教徒であるドイツ皇帝との同盟を、三九年には新教に属するドイツ諸侯との同盟を企てているが、この事実もまたクロムウェルにとつて宗教よりも政治^⑨が至上目的

であつたことを示している。

(三) イギリスにおける中産階級一般の傾向として、フランスを憎悪し、スペインあるいはドイツとの親近を望むという感情が潜在していた。その最も有力なる原因は、カール五世が低地地方の羊毛市場を支配しているために、カールとの開戦がイギリス輸出貿易の壊滅をもたらすのではないかと^⑩の恐怖である。所で、クロムウェルはやはりこのような中産階級一般の潜在意識にとりつかれていたのである。思われる。ヘンリーは宗教改革の進行中親仏政策をとつていたが、^⑪クロムウェルはフランスとの同盟をあまり好まなかつたように思われる。ただ、彼自身は内政問題に没頭し、外交は全くヘンリーに委ねていたから、かかる情勢を傍観してに過ぎないのである。^⑫三六年以降、ヘンリーはフランス王と皇帝との間に立つて中立政策を指向したが、クロムウェル自身はフランス王との接近を好まず、むしろはじめは皇帝との同盟を計画した。キャザリンの死(三六年)後、彼がフランス駐在のイギリス使節にあてた手紙には、フランス王の不遜なる要求には冷淡であるようにとの言葉が見出される。^⑬また、一層注目すべき事実としては、同じ

ころ、クロムウェルはドイツ帝国大使の面前でフランス人を非難し(これは無論ヘンリーの指令を受けずに行なわれた)、事態はついに彼が帝国大使と連立つて王のもとに行き、帝国との同盟を提議するに至つて^⑭いる。クロムウェルの親スペイン的、あるいは親ドイツ的意識がいかに強烈であつたかを示す好例と言わねばならない。

(四) 十五世紀の血なまぐさい内乱を経験した中産階級にとつて、王権の強化はむしろ歓迎すべき事柄であつた。しかし、同時に、中世以来の立憲的伝統は無視されてならず、議会による王権の拘束は維持されねばならなかつた。これは、やはり、財産権の擁護というブルジョアの理念から発している。そして、絶対王権と伝統的議会との妥協形態として「議会における国王」の方式が生れ、庶民院を構成する中産階級の政治的信念を形作るに至る。筆者の主対象とするクロムウェルは、たしかに王権の強化という方向において、最大の貢献をなした人物である。しかし、従来の通説が主張したように、果してクロムウェルは絶対君主制の信奉者であり、かつマキアヴェリアンであつて、イギリスの立憲的伝統を全く無視し得たか。この点について、最近

反論を提出したのがやはりエルトン氏であつて、一九五六
年の『王立歴史協会紀要』に発表された論文がこれを示す。
彼は、最初に、従来の通説の根拠となつたりジナルド・ポー
ルその他の人々の記述に批判を加え、次に、(1)クロムウェ
ルに法律、特に普通法尊重の精神があり、またこれを実行
したこと、(2)クロムウェルは議会の力を充分に認識し、他
のいかなる形の法令よりも議会制定法を重視した。かくて、
従来の通説は大幅な修正を受けるに至つたのであつて、こ
こにクロムウェルの立憲主義者たるの面が明らかにされた
のである。この故に、彼は政治思想の面でも中産階級一般
の傾向と相一致する面が多いと言えるであろう。

(四) 一五三二年の宗教改革議会議会第三会期で庶民院が聖職
者攻撃のための有名な請願書を提出したことは、宗教改革
の本格的段階を示す事柄であるが、それが元々一五二九年
の第一会期以来用意されたものであり、しかもその際クロ
ムウェルが庶民の意を充分に体して行動していることが、
これまたエルトン氏の『英国歴史評論』二六一号に發表し
た論文によつて明らかになつた。請願文のうちに示された
異端審問についての不安、休日の多きに過ぎることについ

ての不満は明らかに庶民院を構成する中産階級の主たる感
情を示す事実であるが、一五二九年の議会におけるクロム
ウェルは自分自身を「よりよく見せるために」行動しなが
らも、その実、急速に庶民院の代弁者・指導者となりつ
つあつた。以上の事柄は、前述の(一)から(四)までと若干の性質
を異にするけれども、クロムウェルと中産階級との一体化
を示す真に適切な事例と言わねばならない。

① 解散に際して、貧民のために農地を残すこと、財産を失つた
人々のために秩祿を世話してやることも取崩しではすまされ
なかつた。cf. R. B. Merriman, *Life and Letters of Tho-*
mas Cromwell, Oxford, Vol. I, pp. 50-51.

② cf. *Ibid.*, p. 54.

③ cf. *Ibid.*, pp. 152-53.

④ メリマンの集めた書簡集のなかには、次のような注目すべき
事例が二つ見出される。(a)一五三六年九月廿三日、St. Faith's
僧院長に対し、クロムウェルの努力により解散を免れたことを
伝え、そのための報償を要求する (*Ibid.*, Vol. II, p. 32.)。(b)
同年、Coxford 僧院長に対し、クロムウェルの努力により解散
を免れたことを伝え、その代償として四〇ポンドを貸与せよと
要求する (*Ibid.*, p. 49.)。

⑤ 当時の貴族はいずれも手許不如意に悩んでいたから、この手
段によつて、旧主のためと称しながら、その実、彼自身に好意

を感じ、かつ彼自身に負目をいだく人々を、貴族特に有力な宮廷貴族のなかにふやして行つたのである。また、ブーリン党に献金することは、ウルジー自身にとっては無益であつた。何となれば、ブーリン党は徹底してウルジーを憎悪してゐたから。しかし、シロムウエル自身のためを思はば、これ程有効な処置はなかつた（cf. *Ibid.*, I, pp. 70-73）。

⑥ エルトン氏に於ては、シロムウエルの思想は notoriously secular であつた。また a worldly-wise politician であつた（G. R. Elton, *The Political Creed of Thomas Cromwell*, *Transactions of the Royal Historical Society*, 5 th Series, Vol. 6, 1956, pp. 70, 72.）。

⑦ cf. Merriman, op. cit., I, pp. 86-87.

⑧ a *Ibid.*, p. 327.

⑨ cf. *Ibid.*, pp. 98-101. なお、三一年五月付 Stephen Vaughan の手紙を見よ（*Ibid.*, p. 336.）。

⑩ 三三—三四年、三五年末にもこのことが企てられた（cf. *Ibid.*, pp. 231-32, 242-49, 256-60.）。

⑪ この政治目的とは、インストランドの孤立を打開することである。

⑫ Pollard, Henry VIII, p. 110. 帝国大使は言つ、「王国のかばが生計を立てるために羊毛貿易に依存する」（*Ibid.*, p. 20.）, また前述のように、このことがウルジーに対する不評を中産階級の間にかもしたのであり、また、ヘンリーの離婚が好まれない理由には、キャザリンへの同情のほかにこれがある

(*Ibid.*, p. 201.)。

⑬ これは、ウルジーの残した遺産である。ヘンリーは、はじめこの遺産を継承した。

⑭ Merriman, op. cit., p. 218, n. 4.

⑮ *Ibid.*, pp. 229-30.

⑯ *Ibid.*, p. 231. 無論、ヘンリーの容れる所とならず、シロムウエルは王の不興をかゝつたと言われる。

⑰ Elton, *The Political Creed of Thomas Cromwell*, 註⑨を参照。

⑱ 一五三三年の議会に於ての描写は、議会そのものの力を疑つたのではない、とらうのがエルトン氏の主張である（cf. *Ibid.*, pp. 79-80.）。

⑳ a 付言するならば、立法の最高機関は議会である。それは國王・貴族・庶民により構成される。その結果は議会制定法となつてゐる（*Ibid.*, p. 90.）。従つてシロムウエルも結局は King in Parliament の信奉者であつた（*Ibid.*, p. 91.）。

㉑ a *Ibid.*, p. 92.

㉒ G. R. Elton, *The Commons' Supplication of 1532: Parliamentary Manoeuvres in the Reign of Henry VIII*, E. H. R., No. 261, Oct. 1951. (第一会期に於てすでに教会の裁判立法に於て苦情が述べられ、請願書がつくられたが、これは提出されなかつた。一五三三年の請願原文は、明らかに國王の顧問官によりつくられたのであるが、その際シロムウエルがそれらの顧問官をリードしたことは充分に推察できる。p. 527.)。

また、それが一五二九年に用意されたものの継統——無論、修正を加えつつ——であることは、明らかである（p. 532）。

②① 一五三二年では、この点に充分な考慮が払われていない。むしろ、異端を嫌忌する国王の気持が反映されている。

②② Ibid., p. 524. エルトン氏が、クロムウェルとイギリス庶民との関係について触れているのは、筆者の見た範囲内では、この一か所のみである。

七 結 語

前節で述べた所によつて、トーマス・クロムウェルが新興中産階級の代弁者として行動したと言つても誤りでない所が、なお充分とは言えないけれども、ほぼ実証されたと考えられる。クロムウェルは確実に中産階級の出身であり、また国王の奉仕に入つてからも、中産階級としての意識及び心情を決して失うことはなかつた。一五三二年以降、彼の腹中から出た諸施策が、中産階級の間で久しきにわたる支配的であつた反聖職権主義・反教皇主義の発展・継承であること言うまでもなからう。そして、ヘンリー八世自身は本来保守的であり、かつ論理的思考力を欠いていたので、国王単独ではローマとの断絶も不可能であり、そこにどうしてもクロムウェルのような新しい、また事務的に

綿密な頭悩の持主に多くを依頼しなければならなかつたと考えられる。

しかし、繰返し言うようであるが、クロムウェルという個人の力に宗教改革のすべてを帰することは、ヘンリー八世に万事を帰するのと同じ程度に間違つてゐる。そこには、やはり、中世以来の中産階級の動向が充分に注意されねばならない。エルトン氏の見解は、そのような点において、少なからぬ欠陥を蔵している。当時のイギリスにおける新しい勢力たる中産階級の支持がなければ、宗教改革のような大変革は成就されなかつたはずである。しかしながら、また、中産階級が自己の不満と要求とはつきりした形態を独力で与え得なかつたのは事実であつて、マルシリウスの見解をとり入れたクロムウェルの整然たる、かつ一貫した企画によつて、それが教皇支配からの離脱イングラント国教会の樹立という成果となつて現れたのである。

付記——本論文は、昭和卅三年度文部省科学研究費交付金（各個研究）による研究成果の一部である。また、ここで使用した文献については、多くの人々のお世話になつた。御芳名を省略させて頂くが、筆者の心からなる感謝の意を受取つていただきたい。

A Study on the Establishment of the Anglican Church

by

Masahiko Uemura

The essential feature of the English Reformation consisted in the fact that the church in England severed herself from the rule of Rome, i. e. in the Establishment of the Anglican Church. Why did Henry VIII, who was originally loyal to the Roman Pope, dare to resort to such a revolutionary act? It is true that his divorce furnished the principal occasion for the English Reformation, but it cannot be connected directly with the Establishment of the Anglican Church. Drawing a conclusion from the historical process, we may say that, at the excellent opportunity afforded by the king's divorce question, the anticlerical and antipapal feeling prevalent in the nation, above all in the middle class, came to its fullest expression in the Reformation Parliament, and, finally, gave rise to the independence of the Church in England. In this case, however, the rôle which Thomas Cromwell enacted was of great importance, because we may justifiably conjecture that he, as a spokesman of the middle class close to the throne, transmitted the anticlerical and antipapal feeling of this class to the king and, at the same time, showed an explicit destination to which both the king and the middle class should come in the end.

Political Trend of Peasantry at the End of the Weimar Republic

by

Mikio Nakamura

Though generally speaking Nazi stood on the popular basis of the middle classes, it must be remarked that Nazi succeeded in developing its influential basis within rather peasantry than the middle classes in cities. Students, such as J. B. Holt, a student of German agricultural policy recommended Nazi rather for an agriculturist party.

In this article I will try to understand the very condition in which